

印西市立小林中学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。
～「しない」「させない」「見逃さない」～

（１）いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）定義に基づくいじめの判断

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ② いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ③ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ④ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という）」を活用して行う。
- ⑤ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ⑥ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ⑦ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- ⑧ いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

- ⑨ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

○冷やかしかからかい、悪口や脅し、嫌なことを言われる。 ○仲間はずし、集団による無視をされる。 ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ○金品をたかられる。 ○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(3) いじめの理解

- ①「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。」
②「いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」
③「『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。」
④「学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。」

(4) 基本理念

いじめは本校でも、またどの生徒にも起こりうるものである。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

本校では、全ての生徒が「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

2 学校及び学校職員の責務

(1) 基本的な責務

- ① 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- ② 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ③ 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。
(『いじめ防止対策推進法』第8条、第13条、第22条より)

(2) 基本方針の重点

学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として、対策を進める。

①いじめの防止

- ・いじめ問題の克服のためには、第一にいじめの未然防止の観点が必要であり、学校、地域、保護者、教育委員会、関係機関等の関係者が一体となった取り組みが必要である。
- ・教育活動全般を通じ、「いじめは決して許されないこと」の理解を深めさせ、同時に豊かな情操や道徳心、互いを尊重し合う態度や人間関係を養うことが必要である。
- ・いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。

②早期発見

- ・いじめの疑いがある場合には、すばやく「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、「学校いじめ防止対策委員会」は調査を行い、早い段階からいじめを認知する。
- ・アンケート調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。

③適切な対応

- ・いじめ発見の際には、即座に通報し、即座に停止させなくてはならない。また、事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。
- ・保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
- ・教育委員会等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。
- ・いじめの疑いがある場合やいじめが確認された場合は、いじめを受けたり情報を知らせたりした者の安全確保を第一とした対応を講じなければならない。「学校いじめ防止対策委員会」の招集、いじめの状況把握、指導方針の決定を迅速に行う。

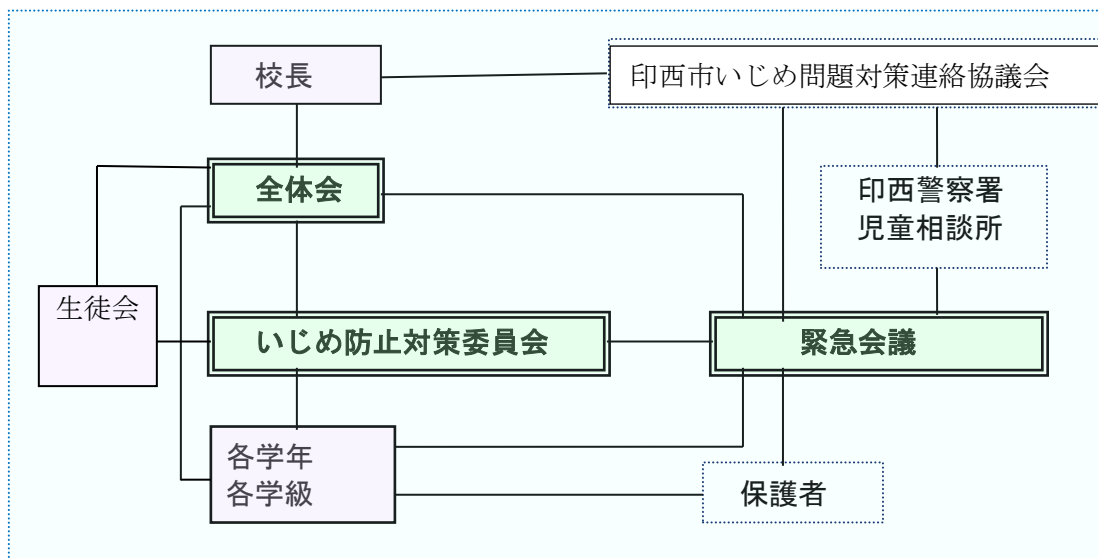
④インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的な学習・指導を行う。

⑤重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

3 いじめ防止の組織

学校に、「いじめ防止対策委員会」「全体会」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

【組織図】



(1) 「全体会」 < 全教職員が参加 >

①基本方針の策定

②いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成・研修の実施等）

③いじめの早期発見に関すること（いじめ相談通報窓口の設定・情報収集・情報交換等）

④いじめ事案に対する対応に関すること（アンケート調査や面接等によるいじめ情報の迅速な把握と共有・対応方針の決定等）

⑤いじめの影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること（生徒会活動の支援・行事の実施等）

⑥保護者・関係機関との連携

(2) 「いじめ防止対策委員会」 < 委員会の構成員 >

いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。

日常的な業務についての協議を定期的に行う。

(3) 「緊急会議」 < 重大事態発生時に、必要に応じて全教職員、

保護者代表，所轄警察，学校医，印西市教育委員会指導主事等>
重大事案の発生時に事案の解決に努める。（緊急対応の決定等）

4 中心組織の役割について

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、防止対策を機動的・効果的に行う。

【委員会の構成員】※（主に生徒指導部会）

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、

(2) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容

定期的に協議する内容

- ① いじめ防止に関すること（基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成と進捗状況の把握及び検証作業等）
- ② いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有
（いじめの相談・通報窓口の周知、アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等）
- ③ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録
（緊急会議の開催、アンケートや面談等による事実関係聴取、対応の具体的手順・検討・決定 　いつ・だれが・だれと・だれに・どのように・・・）
- ④ いじめに対する指導や支援体制・対応方針の決定
- ⑤ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- ⑥ 保護者・関係機関との連携
- ⑦ いじめ防止の取組に対する評価

(3) 「いじめ防止対策委員会」の開催

週1回を定例会とし、生徒指導情報を共有する。いじめ事案発生時は緊急に開催する。

月1回小林中学校区で校長による会議を開催し、生徒指導情報を共有する。

5 基本的施策

(1) いじめを未然に防止する

① 学校の重点目標

学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことに組織的に取り組む。

② 心の教育の充実

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心、心の通う「対人交流能力」の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ・ 体験活動、情報モラル教育、印西市教育委員会作成パンフレットを活用した授業等の教育活動の充実を図る。
- ・ 「いのちを大切に作るキャンペーン」、いじめ撲滅等のキャンペーンの充実を図る。
- ・ ソーシャルスキルトレーニング等の充実や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の活用を図る。
- ・ 障害についての正しい知識や理解に努め、生徒に啓発する。
- ・ L G B T Q等についての正しい知識や理解に努め、生徒に啓発する。
- ・ 外国にルーツをもつ生徒への理解を深める教育を行う。
- ・ 感染症の感染者とその家族を含む関係者や、感染症拡大防止にかかわる職務従事者やその家族に対する偏見、不当な扱いの根絶を図る。
- ・ 生徒やその家族等がウクライナ情勢の関係国を出自とすることを理由として、差別等の不当な扱いによるいじめが発生しないよう、見守りの徹底を図る。

③ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動

- ・生徒や教職員自らの人権的言語環境を整備し、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
- ・生徒の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。

④ 行事、生徒会活動等を通じた児童生徒への指導

- ・生徒によるいじめ防止に関する生徒会活動の支援を積極的に行い、生徒による自発的ないじめ防止の意識を高める。
- ・人権標語・作文、いじめ防止キャンペーン、道徳集会等で、生徒への指導を継続的に行う。

⑤ 保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する生徒の実態を把握する。
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開を、ホームページ・文書等でお知らせし、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。
- ・子供がメール、SNS (Facebook, Instagram, Twitter, LINE, YouTube, TikTok など)、オンラインゲームなど、インターネットを利用する際には、利用状況やインターネット上での他者とのつながりについて把握するよう保護者への啓発を図る。

(2) いじめを早期に発見する

① いじめの調査等

いじめを早期発見するために、千葉県いじめ防止基本方針を踏まえ、在籍する生徒に対する定期的な調査を実施する。

- ・生徒対象のいじめアンケート調査 年3回 (7月, 12月, 2月)
- ・保護者対象のいじめアンケート調査 年1回 (1月)
- ・教育相談を通じた学級担任等による生徒からの聞き取り調査 年3回 (6月, 11月, 1月)

- ・相談窓口・・・小林中学校 教頭, 生徒指導主事, 養護教諭, スクールカウンセラー
外部相談機関 印西市教育センター子ども相談室 0476-47-7830
千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
千葉県警察本部ヤングテレホン 0120-783-497
24時間子どもSOSダイヤル 0120-078-310
法務省子どもの人権110番 0120-007-110

② いじめ相談体制の整備

生徒及び家庭、地域住民がいじめに関する相談を行うことができるように、次のような相談体制の整備を行う。

- ・学校区スクールカウンセラーの活用
- ・各種相談機関(印西市教育センターのこども相談室、文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル等)の情報提供

③ いじめ相談・通報窓口の設置

相談担当・相談箱・ネット相談窓口等の設置と周知

④ 研修等による教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。
- ・生徒の全ての教育活動において人間関係や生徒の心情を把握するために、組織体制を整える。

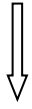
(3) いじめへの対応

いじめ情報のキャッチ



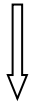
- ・「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・いじめられた生徒を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。

正確な実態把握



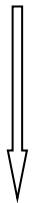
- ・ 当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する。
- ・ 保護者からの情報を得る。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識を持つ。
- ・ いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、記録する。

指導体制, 方針決定



- ・ 指導のねらい・方針を明確にする。
- ・ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を決める。
- ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

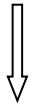


- ・ いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」意識を待たせる。

保護者との連携

- ・ 直接会って、状況説明、今後の具体的な対策を伝える。
- ・ いじめた側の保護者への説明、助言を行う。
- ・ 今後の学校との連携方法を話し合う。

いじめの解消



- ・ 被害者に対する心理的、物理的な影響を与える行為（インターネット含む）が病んでいる状態が、少なくとも3か月は続いていること。
- ・ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・ 再発することもあるので、十分注視することが大切である。

今後の対応

- ・ 継続的に指導や支援を行う。
- ・ 明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・ スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 道徳、人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(4) いじめ発見時の緊急対応

発見教職員等がいじめをやめさせる

- ・ いじめを発見等した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。

情報収集

- ・ 事情聴取をする。
- ・ いじめに関わる情報を収集する。

管理職への報告

- ・ いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は、速やかに管理職に報告する。
- ・ 複数の教員での素早く、正確な事実関係の把握をし、対応する。

保護者との連携

- ・ 被害生徒の保護者に状況を説明し、現在の指導の進捗状況とこれからのいじめ防止の具体的な対策を伝える。
- ・ 加害生徒の保護者にも同様に状況を説明し、現在の指導の進捗状況と今後の具体的な対策について助言する。
- ・ 今後の学校との連絡方法や、相手保護者とのやりとりについて話し合い、助言する。

(5) 関係機関との連携

① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，教育相談体制の充実が必要ないじめ事案，インターネットを通じてのいじめ事案については，印西市いじめ問題対策連絡協議会，印西市いじめ防止対策委員会等を通じ，印西市教育委員会と連携して対処する。

② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，インターネットを通じてのいじめ事案については，印西警察署等と連携して対処する。

③ 児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については，子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

④ その他

その他，必要に応じてスクールカウンセラーをはじめ相談機関，保健機関，福祉機関，医療機関等と連携をとる。

6 インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットの高度の流通性，拡散性，匿名性等の特性を踏まえ，生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるようにする。

① ネットいじめに関する教職員研修の充実及び印西市教育委員会との連携

② 生徒への情報モラル教育を年間計画に盛り込み，計画的に実施する。

※印西市教育センターによる「ネットリテラシーコンテンツ授業」の利用

③ 保護者への啓発活動として，PTA活動や家庭教育学級における情報モラル研修会の開催

④ インターネットを使いたいじめは発見しにくく，学校の対応のみでは状況の把握も難しいことから，「ネットいじめ（サイバーいじめ）」発生時には関係生徒の保護者と積極的に情報を共有し，連携して問題解決に当たる。

7 重大事案（市長に報告するもの）の対応

① いじめにより本校生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

② 本人もしくは保護者がいじめ重大事案と訴えた場合。

以上の場合は，次の対応を行う。

(1) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を，印西市教育委員会（「印西市いじめ問題対策連絡協議会」「印西市いじめ防止対策委員会」）に速やかに報告する。

(2) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織「緊急会議」（仮称）を設置し，対応する。

必要に応じて印西警察署等へ報告する。

(3) 再調査

「印西市いじめ問題再調査委員会」を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。

(4) 適切な情報の提供

いじめを受けた生徒や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査結果を設置者（→市長）に報告

生徒や保護者の所見を希望により、添える。

(6) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

いじめを受けた生徒への支援、いじめを知った生徒へのケアを行う。

いじめた生徒への指導、今後の生活について支援と見守りを行う。

(7) 報道機関への対応

必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

8 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、措置の改善を図る。

- | |
|-----------------------------|
| (1) いじめの防止・早期発見に関する取組に関すること |
| (2) いじめに対する措置・対応に関すること |

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。